

石川県公報

令和 7 年 10 月 3 日（金曜日）

号 外

（第 67 号）

目 次

公 告
○予算の要領の公表

（財 政 課） 1

公 告

予 算 の 要 領 の 公 表

令和 7 年第 3 回石川県議会定例会において議決された予算の要領は、次のとおりである。

令和 7 年 10 月 3 日

石川県知事 馳 浩

令和 7 年度石川県一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度の石川県一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,505,332 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 877,785,682 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 令和 7 年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定による債務負担行為の変更及び追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 令和 7 年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 7,096,537	千円 4,000	千円 7,100,537
	1 使 用 料	5,405,525	4,000	5,409,525
9 国 庫 支 出 金		203,371,634	9,821,821	213,193,455
	1 国 庫 負 担 金	116,893,889	3,931,200	120,825,089
	2 国 庫 補 助 金	84,022,265	5,890,621	89,912,886
12 繰 入 金		54,644,985	3,187,781	57,832,766
	2 基 金 繰 入 金	54,576,173	3,187,781	57,763,954
13 繰 越 金		62,001	1,057,183	1,119,184
	1 繰 越 金	62,001	1,057,183	1,119,184
14 諸 収 入		74,336,943	72,547	74,409,490
	6 雑 入	11,050,976	72,547	11,123,523
15 県 債		116,399,000	9,362,000	125,761,000
	1 県 債	116,399,000	9,362,000	125,761,000
歳 入 合 計		854,280,350	23,505,332	877,785,682

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 102,277,935	千円 178,000	千円 102,455,935
	1 総 務 管 理 費	15,956,479	178,000	16,134,479
3 危 機 管 理 費		2,650,801	217,000	2,867,801
	1 危 機 管 理 費	2,650,801	217,000	2,867,801
4 復 旧 ・ 復 興 費		43,477,969	73,000	43,550,969
	1 復 旧 ・ 復 興 費	43,477,969	73,000	43,550,969
5 企 画 振 興 費		8,010,816	85,000	8,095,816
	1 企 画 振 興 費	8,010,816	85,000	8,095,816
6 文 化 観 光 費 ス ポ ー ツ 費		12,690,006	23,000	12,713,006
	1 文 化 ス ポ ー ツ 費	5,538,313	19,500	5,557,813
	2 観 光 費	7,151,693	3,500	7,155,193
7 健 康 福 祉 費		98,601,527	462,951	99,064,478
	1 高 齢 者 福 祉 費	39,678,258	105,160	39,783,418
	2 子 育 て 福 祉 費	18,841,372	6,040	18,847,412
	3 障 害 福 祉 費	13,746,297	152,277	13,898,574
	4 地 域 福 祉 費	12,643,512	17,747	12,661,259
	5 健 康 推 進 費	5,754,224	150,555	5,904,779
	7 医 薬 看 護 費	7,578,843	31,172	7,610,015
8 生 活 環 境 費		3,589,460	8,000	3,597,460
	1 環 境 費	2,505,307	8,000	2,513,307
9 商 工 労 働 費		65,254,910	2,697,500	67,952,410

	1 商 工 費	63,129,443	2,697,500	65,826,943
10 農 林 水 産 業 費		39,575,354	635,424	40,210,778
	1 農 業 費	18,370,814	208,432	18,579,246
	3 農 地 費	11,336,439	408,343	11,744,782
	4 林 業 費	6,199,990	18,649	6,218,639
11 土 木 費		67,235,919	5,563,557	72,799,476
	2 道 路 橋 り ょ う 費	35,559,235	3,210,968	38,770,203
	3 河 川 海 岸 費	11,985,393	1,880,789	13,866,182
	4 港 湾 費	4,907,972	422,000	5,329,972
	5 都 市 計 画 費	11,192,593	3,000	11,195,593
	6 建 築 住 宅 費	2,892,952	46,800	2,939,752
13 教 育 費		101,732,634	1,000	101,733,634
	1 教 育 総 務 費	16,905,246	1,000	16,906,246
14 災 害 復 旧 費		197,983,326	13,560,900	211,544,226
	1 県有施設災害復旧費	9,322,719	803,000	10,125,719
	2 交通施設災害復旧費	278,800	375,000	653,800
	4 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	54,038,355	5,612,400	59,650,755
	5 土木施設災害復旧費	130,858,549	6,768,000	137,626,549
	6 教育施設災害復旧費	1,035,160	2,500	1,037,660
歳 出 合 計		854,280,350	23,505,332	877,785,682

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和 7 年度諸施設災害復旧費	令和 8 年 度 令和 9 年 度	千円 4,627,000	令和 8 年 度 令和 9 年 度	千円 5,530,000
石川県公立大学法人整備費			令和 8 年 度	1,726,000
消防力維持・強化事業費			令和 8 年 度	26,000
屋 内 相 撲 場 整 備 費			令和 8 年 度	150,000
卯 辰 山 相 撲 場 整 備 費			令和 8 年 度	15,000
令和 7 年度漁港災害復旧事業費			令和 8 年 度 令和 9 年 度	1,100,000
体育館空調設備整備費			令和 8 年 度	1,264,000

第3表 地方債補正

起 債 の 目 的	補 正			前			補 正			後		
	限 度	額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度	額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法		
ス ポ ー ツ 振 興 費	308,000	千円	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れ資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直しの利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その 他の都合により、据置期 間を短縮し、借入及び 償還期限を繰り上げ、 若しくは繰上償還又は 繰上償還換えることが できる。	316,000	千円	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れ資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直しの利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その 他の都合により、据置期 間を短縮し、借入及び 償還期限を繰り上げ、 若しくは繰上償還又は 繰上償還換えることが できる。		
要 介 護 高 齢 者 対 策 費	91,000					97,000						
児 童 福 祉 費	10,000					12,000						
国直轄土地改良事業費 負担金	1,096,000					1,463,000						
道 路 建 設 費	6,420,000					7,464,000						
道 路 整 備 費	4,827,000					5,562,000						
国直轄道路事業費負担金	3,394,000					3,621,000						
河 川 改 良 費	3,100,000					3,147,000						
国直轄河川事業費負担金	510,000					738,000						
河 川 整 備 費	174,000					1,294,000						
砂 防 地 設 止 防 備 費	139,000					439,000						
海 岸 保 全 費	349,000					400,000						
港 湾 管 理 費	743,000					1,165,000						
建 築 指 導 費	22,000					68,000						

諸 施 設 災 害 復 旧 費	4,993,000				5,747,000			
鉄 道 施 設 災 害 復 旧 費	98,000				473,000			
農 林 水 産 業 施 設 等 災 害 復 旧 事 業 費	49,000				298,000			
耕 地 災 害 復 旧 事 業 費	778,000				1,008,000			
林 地 荒 廢 防 止 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	1,973,000				2,033,000			
林 道 災 害 復 旧 事 業 費	462,000				511,000			
土 木 施 設 災 害 復 旧 費	32,590,000				34,488,000			
港 灣 災 害 復 旧 費	6,205,000				6,271,000			
県 単 土 木 災 害 復 旧 費	40,000				1,108,000			
災 害 救 助 費					10,000			
計	116,399,000				125,761,000			

令和 7 年度石川県公営競馬特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度の石川県公営競馬特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 348,000 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 31,044,950 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 令和 7 年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定による債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 令和 7 年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 繰 越 金		千円 1	千円 73,000	千円 73,001
	1 繰 越 金	1	73,000	73,001
6 諸 収 入		598,617	225,000	823,617
	1 雑 入	598,617	225,000	823,617
7 県 債		—	50,000	50,000
	1 県 債	—	50,000	50,000
歳 入 合 計		30,696,950	348,000	31,044,950

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 営 競 馬 費		^{千円} 30,696,950	^{千円} 348,000	^{千円} 31,044,950
	1 公 営 競 馬 費	30,643,676	348,000	30,991,676
歳 出 合 計		30,696,950	348,000	31,044,950

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和 7 年度自動発売払戻機 更 新 費		^{千円}	自 令和 8 年度 至 令和 13 年度	^{千円} 257,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補			正			前			補			正			後		
	限度	額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度	額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度	額	千円	起債の方法	利率	償還の方法
公営競技馬費				普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直し後 を行った後、当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その 他の都合により、据置期 間、償還期限を短縮し、 償還又は繰上償還でき る。				普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直し後 を行った後、当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その 他の都合により、据置期 間、償還期限を短縮し、 償還又は繰上償還でき る。		50,000		普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直し後 を行った後、当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その 他の都合により、据置期 間、償還期限を短縮し、 償還又は繰上償還でき る。
計														50,000				